

**「平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託」
受託候補者選定に係る実施要領**

(趣旨)

第 1 条 この要領は、政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第 8 条の規定に基づき、「平成 28 年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託」をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(審議事項)

第 2 条 要綱第 8 条に定められた審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 委託業者の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認めるもの

(提出要請書)

第 3 条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該調査の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務に関わる具体的な提案
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第 5 条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本業務に生かすことのできる過去の実績があるか等
- (2) 本市や調査対象地域の現状及び課題を把握しているか等

- (3) 調査の趣旨・目的の十分な理解に基づいた具体性のある提案であるか等
 - (4) 多面的な発想・視点を持った提案であるか等
 - (5) 取組意欲の感じられる提案であるか等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行わないものとする。
 - 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、平成28年度旧上瀬谷通信施設返還跡地利用調査業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、プロポーザルの評価のうち、提案書の評価、評価の集計及び報告等について、その業務を行う。

- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	政策局総務部長
副委員長	政策局総務課長
委員	政策局政策課担当課長
	環境創造局政策課担当課長
	環境創造局農政推進課長

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の定足数の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成28年3月15日から施行する。